

# 事業系一般廃棄物の処理

## 事業所から排出されるごみは、家庭ごみ一時集積所には出せません！

事務所や店舗などから排出される紙ごみや、従業員が食べた食べ残しの生ごみなど(事業系一般廃棄物)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」の規定により、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。

事業系のごみは、市では収集しませんので、家庭ごみ一時集積所には絶対に出さないでください。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

### 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例 (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。



事務所・店舗・工場など



家庭ごみ一時集積所

**市では収集しません！  
家庭ごみ一時集積所  
には出せません！**

### 正しい処理方法

#### ①収集運搬許可業者に委託する

市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して処理を行う。

#### ②事業者自ら搬入する

事業所などから排出されるごみを市の処理施設に事業者自ら搬入する。

搬入できないごみもありますので、あらかじめお問い合わせの上、搬入してください。

#### ③再生利用業の個別指定業者に委託する

市の指定を受けた一般廃棄物再生利用業の個別指定業者に委託してリサイクルを行う。

詳しくは、津市ホームページでご確認ください。

[津市 事業系一般廃棄物](#)

## 地域の市民清掃デー

地域の環境美化への取り組みに参加しましょう。

○津地域 9月23日(日)を予定

○久居地域 6月3日(日)

※各自治会単位で実施

○河芸地域 6~7月、9~11月に各自治会単位で実施



○美里地域 各自治会単位で実施

○白山地域 6月10日(日)

○美杉地域 6月に各自治会単位で実施

※芸濃、安濃、香良洲、一志地域は5月27日(日)に実施

※天候等により日程が変更となる場合があります。